

審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			法令番号	昭和35年法律145号			
手続名	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新			根拠条項	第23条の2の3第3項			
審査基準	<p>1 医療機器 医療機器の製造業の登録に同じ</p> <p>2 体外診断用医薬品 体外診断用医薬品の製造業の登録に同じ</p>							
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間 10日	目次
						標準経由期間	日	